

	新潟市教育委員会 平成25年6月 定例会会議録			
日 時	平成25年6月6日(木) 午後3時30分			
場 所	市役所本館6階 第1委員会室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長		欠席委員	
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	総合教育 センター所長補佐	清水 博美
	教育次長	齋藤 博子	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育政策監	伊藤 充	地域と学校ふれ あい推進課長	河内 一美
	教育総務課長	岩名 俊明	生涯学習センタ ー次長	高橋 治
	教育政策 担当課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫	歴史文化課長	倉地 一則
	生涯学習課長	鈴木 緑	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
教職員課長	高居 和夫	教育総務課主査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
付議事件 (5件)	宣 言 者	委員長
	議案番号	件 名
	議案第10号	職員の人事措置について
	議案第11号	豊照小学校, 湊小学校, 栄小学校及び入舟小学校の統合について
	議案第12号	平成25年6月議会定例会の議案について (1)平成25年度新潟市一般会計補正予算について
	議案第13号	新潟市教育相談センター条例の一部改正について
	議案第14号	新潟市文化財の指定解除について
報 告 (6件)	記 号	件 名
		新潟市立学校施設の耐震改修状況について(速報値)
		南万代小学校校舎改築事業について
		木戸小学校校舎一部改築事業について
		新潟柳都中学校の校章・校歌について
		平成24年度「地域と学校パートナーシップ事業」報告について
		学校図書の窃盗事件について
協議題 (0件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に織田委員及び沢野委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 議案第10号「職員の人事措置について」は、人事案件により非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ、報告案件の終了後に公開案件として再開して審議いたします。

続いて議案第11号「豊照小学校、湊小学校、栄小学校及び入舟小学校の統合について」教育政策担当課長より説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 4小学校の統合の要望につきましては、5月協議会で、その内容と地域での協議の経緯を報告し、ご協議いただきました。また、教育委員の皆様からは5月30日に統合校の候補として要望のありました栄小学校と入舟小学校の2校を視察し、地域の方と意見交換を行っていただきました。これらを踏まえまして、本日は4小学校を統合することについてご審議いただき、教育委員会としての決定をお願いするものです。

本議案は豊照小学校、湊小学校、栄小学校、入舟小学校の適正配置についてですが、1点目が4小学校を閉校し、新たな小学校を開校する。2点目が統合校の校舎は栄小学校の校舎を使用する。なお、4校の統合により、教室の増築など施設整備が必要であることから、その間、統合校の校舎として入舟小学校を使用する。3点目が統合の時期は平成27年4月とするものです。

この3点が、地域からの要望となっております。よろしくご審議をお願いいたします。また、本日、統合との決定となりましたら、今後、統合校の校名の決定や、統合校を設置するための新潟市小学校条例の一部改正、通学区域の決定など、教育委員の皆様から審議決定をいただくこととなりますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長 この件に関してご意見、質問のある方は挙手をお願いいたします。

先ほど課長からお話しがありましたが、私たちは30日に入舟小学校と栄小学校の視察をさせていただき、四つの校区の各コミュニティ協議会の方と、長い時間ではなかったですが、意見交換をしました。それを受けて、委員の皆様から新たな気持ち、あるいは質問、意見がおありかもしれませんが、どうぞ。

○佐藤委員 短い時間だったのですけれども、両校を拝見させていただき

ました。コミュニティ協議会の代表の皆さんのご意見を集約すると、通学する子どもたちの通学路の安全確保がきちんとなされるかということでした。そこを考えると、栄小学校がふさわしいのか、入舟小学校がふさわしいのか、実に悩むところです。

子どもたちの通学路を実地検分しながらやっていると、これはなかなか決めることができない。ただ、隣の舟栄中学校校舎は、将来、児童たちが通うことになるわけです。そうなる、通学の安全が確保されれば一番利便的かと思います。

これから小中一貫校やいろいろな考え方も出てくるでしょうし、将来的にも対応できるよう小学校と中学校が隣接しているというのは、ロケーション的に極めてよろしいのではないかと思います。けれども、保護者の皆さんが一番ご心配されているのだろう通学路の安全確保が本当にきちんとなされるかどうか。それを検証してみると、例えば何らかの形で道路行政を組み込んでいかなければ難しいかもしれません。そういった実情を把握しきれていないというのが私の気持ちなのです。これをどちらにしたらいいのかと判断を今迫られて、非常に悩んでいるところです。

○教育政策担当課長

通学路の関係ですが、舟栄中学校と二葉中学校が統合し、舟栄中学校の校舎に新潟柳都中学校が、来年4月に新しく開校いたします。二葉校区の子どもたちが舟栄中学校に通うということで、生徒の通学路を地域の中でこれから検討していきます。その中で、安全面も配慮して、通学路は決定することになります。

その中で、小学校が統合し、栄小学校を使った場合、小学生の目線で新たに通学路を決定していきます。栄小学校と決まりましたら、そちらも通学路の安全が確保できるよう、今、言われたように、道路行政の部分も絡んでくれば、区の建設課とも連携を取っていかなければいけないと思っております。

○委員長

今、課長が言われたことは非常に重要なことで、30日の各コミュニティ協議会の皆さんとの話し合いの中で、私個人的に印象的だったのは、この案に四つの地区がまとまった背景で、子どもたちのことを第一に考えて、条件面を提示しなかったことです。こういう条件でなければ統合に賛成しないとか、そういうことはあえてどこにも入れていないわけです。四つの地区の人たちの気持ちを、しっかり酌み取らなければいけない。今、課長が言われたように、これからの連携というか、道路行政も含めて検討していただきたいと思いますと私は個人的に思います。

そのほかの委員の方、ご意見はいかがですか。

○阿部教育長

この視察の時ですけれど、コミュニティ協議会の皆さんは昔

からこの地域に住んでいて、どの道路がどのような混み方をするかとよく知っておられる人ばかりなのです。この道をこうやるといいとか、朝は進入禁止にしてもらってはどうかとか、いろいろと考えてくださっています。実際にそこで生活していらっしゃる方のご意見も聞きながら、条件もつけずに統合を決められた地域の人たちの気持ちを大事にしていけたらと思っています。

○沢野委員

地元の方たちのお話を聞いていると、本当に子どもたちのために期間をかけて話し合ってきたと感じました。今後も、そういう方たちのお話も細かく聞きながら、通学路は、保護者の方々も一番心配しているところと思うので、今後もきめ細かに考えていっていただきたいと思います。

○委員長

ご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。では、議案第 11 号について承認してよろしいでしょうか。それでは、議案第 11 号は承認されました。

続いて議案第 12 号「平成 25 年 6 月議会定例会の議案について」(1)平成 25 年度新潟市一般会計補正予算について」学務課長に説明をお願いいたします。

○学務課長

一般会計補正予算について説明いたします。理科教育設備整備費等補助事業ですが、国の緊急経済対策により、理科教育の振興を図るための理科教育設備の整備への支援として、国の平成 24 年度補正予算に 100 億円が計上されました。理科教育設備整備費等補助金を活用しまして、理科教育設備の整備を行うための補正予算を計上しております。歳出予算補正につきましては、1 校あたり 50 万円で、小学校 113 校で 5,650 万円、中学校 57 校で 2,850 万円、高志中等教育学校の前期及び後期課程と高等学校 2 校分で 200 万円、合わせて 8,700 万円を計上しております。

歳入予算補正につきましては、学校教育における理科教育の振興を図るため、理科教育振興法に基づき、公立、私立の小中高等学校の設置者に対して、その整備に要する経費の 2 分の 1 を国から補助されるものであり、4,350 万円を計上しております。

○委員長

この件についてご意見、ご質問のある方はお願いします。

○沢野委員

理科教育設備というのは、具体的にはどのようなものでしょうか。

○学務課長

電子天秤や、実験用の天体望遠鏡や顕微鏡、化石の標本、堆積岩の標本ですとか、人体の模型などです。

○佐藤委員

1 校 50 万円ということは、1 校あたり全体で 100 万円ということですか。

○学務課長	1校あたり全体で50万円になります。
○佐藤委員	1校あたり50万円を平均して出すということですね。50万円もなのか、50万円しかないのかで全然違うのです。民間の感覚だと、設備の整備や老朽化の設備という表現の中で、たかだか50万円で何ができるのだという感覚なのです。我々の感覚では、こういう場合は大体100万円単位です。学校教育現場では50万円は、理科教育の設備のためにはものすごく重要な金額なのですか。感覚的に分からないので質問しているのですけれども。
○学務課長	今回については、1校あたり最低で50万円以上ということでした。全校対象ということですので、市では50万円としました。
○佐藤委員	それは、全校にばらまきなさいという文部科学省の指導なのですか。
○学務課長	50万円を最低限として、所管の学校の全てにとということですか。
○佐藤委員	平均的に50万円を最低限配りなさいと。それ以上でもいいという話ですか。地域で独自にしている理科教育というのは何かないのですか。教育は金太郎飴ではいけないという話になってきているわけです。地域の歴史や理科というのは独自性を出せるのではと私は思っているわけです。そうすると、同じ平均金額でいいのですかということなのです。教育現場は素人なのでよく分かりませんので、吉村先生に伺いたいと思います。
○吉村委員	私は理科の指導にあたったことはないのですが、細かいところまででは言いませんけれども、理科教育振興法に基づく補助というのは、従来からの法です。学校はけっこうあてにしております。そういう意味では、従来から自治体は懐に入るみたいな気持ちであてにしているものであります。例えばこれをあるところに集中的に充当するというような、特性を持った理科教育をやるためにはかなり慎重に検討してみないと、この予算についてなかなか難しいという認識をしております。
○佐藤委員	それは折り込み済みのものなのですね。
○吉村委員	委員がおっしゃるような、特色ある、あるいは理科教育をもっとやりたいというところには、別な予算で検討すべきなのではないかと私は考えています。
○委員長	最低50万円あげますということですか。50万円以上という言い方をされたのですが、この学校は理科の教育に近々こういう計画があつて、50万円では足りないと、今年度は100万円ほしいと。なぜかという、外部講師をいっぱい呼んだり、理科に興味を持たせる特別授業をやったりするためのものですよということがあつた場合、市が認めてくれるということですか。
○学務課長	今回の国の経済対策については一律50万円ということですので、各校それぞれ50万円ということで配分させていただきたい

と思います。今までも理科教育振興法に基づく理科設備整備費補助事業があり、整備の進んでいないところに重点的に、割り振っています。今年度は、全校にということでしたので、一律、全部の学校にということになっております。

○委員長

先ほど、50万円以上とおっしゃったのはそういう意味ではないのではないですか。最初に言われたのは、1校につき50万円以上とおっしゃったと思いますが。

○学務課長

今回の経済対策で国がつけた予算総額は100億円でした。市町村については、1校あたり50万円を最低限としてということでしたので、新潟市は50万円ということで国に申請するという事です。

○阿部教育長

委員長は、50万円が最低ならば100万円でもいいのではないかとということをおっしゃりたいのかと思います。

○吉村委員

国から100万円くるけれども、2分の1補助ですから、市の負担部分も当然変わるので。お金がないので、大体そういう形になっていると思います。市の懐事情もあるということですね。

○阿部教育長

10分の10ではないですからね。

○委員長

言葉は悪いかもしれませんが、50万円あげるからと。先ほど吉村委員が言われたように、あてにしている部分があるのですね。

先ほど課長が言われたのだけれども、電子顕微鏡や人体模型など、それは各学校によって違うと思うのです。うちはもうあるとか、ちょっと壊れてきたとか、そういうものは関係ないと。とりあえず一律50万円ということですね。

○学務課長

そろっていない学校については新しく買っていただく、壊れてきたものは使えないので買い換えていただき、この補助金で整備率を上げていっていただくために使っていただきたいと思えます。

○佐藤委員

設備ではなくて備品ですよ。

○学務課長

名前が教育設備となっていますので。

○委員長

そのほかにご質問はあるでしょうか。

よろしいですか。それでは、議案第12号について承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

続いて、議案第13号「新潟市教育相談センター条例の一部改正について」学校支援課長から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

改正する条例の名称は新潟市教育センター条例です。はじめに、改正の理由です。現在の南区教育相談室は、旧庄瀬中学校の校舎を利用し業務を行っております。この校舎は昭和37年に建設されたもので、老朽化が著しいことから今年度中の取り壊しが決定し、これに伴い、南区教育相談室を移転することにな

りました。教育相談センター条例において、教育相談室の設置場所の住所を規定しておりますことから、移転に伴い住所を修正するために条例の改正を行うものです。

移転先ですが、現在、味方出張所の一部に使用していない部屋があることから、そちらへ移転することとしています。移転先での業務開始は8月26日(月)を予定しています。これは移転に伴う利用者の皆さんへの影響をできるだけ少なくするために、適応指導教室が夏休みの期間中であり、また相談件数が少ないこの時期に移転することといたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

この件に関して質問はありますか。

○佐藤委員

スペース的にはどうなのですか。同じくらいのスペースのところに移転するのですか。

○学校支援課長

トータルの面積としては、若干、コンパクトというか小さめになるのですけれども、部屋の使い勝手が非常によくなるということで、子どもたち、相談者にとっては利用しやすい状況になると思います。

○委員長

場所の利便性についてはどうなのですか。

○学校支援課長

味方出張所の相談室になった場合には、南区全体の中心により近づくということで、現在のところよりは使い勝手は全体的にはよくなるのではないかと思います。

○織田委員

南区出身なので、庄瀬中学校跡地利用の現在の相談センターもよく知っているのですけれども。旧庄瀬中学校の体育館も子どもたちが時間によっては使用できたり、また地域の方があそこで卓球をやったりしていらっしゃるので、人と接するのが苦手な生徒さんも、その地域の方と卓球をやることで、自然とコミュニケーションがとれるようになったような経過もあったように聞いています。今度、新しく味方出張所になって、確かに利便性が良く、子ども達が通いやすくなりますよね。また新しい建物になってきっと心地よいだろうとも思われます。あとは、コミュニケーションの可能性についてで、地域の方々とのコミュニケーションがとりやすいか否かですが、あまりオープンすぎると逆に子どもたちにはつらいので、ある程度隠れる事ができて、でも子どもたちが必要とする時には、地域の方とふれあえるような余裕があるようにしていただきたいと。よろしく願いいたします。

○学校支援課長

貴重なご意見、大変ありがとうございました。私どももそのことについてよく調べまして、今度移転する味方出張所の近くには公民館や体育館があるということで、子どもたちの活動の

バリエーションをもたせることができる可能性があるということが確認できました。また、出張所においでになる皆様に、例えば子どもたちが作ったものを展示して見ていただくとか、場合によっては、交流活動ができるような子どもであれば交流することも可能だということも確認できています。逆に、ご心配のあった、少し閉じられた空間も必要であるということが当然予想されますので、シャッターの利用で、開閉できるような形で準備を進めております。ご理解のほどお願いいたします。

○委員長

それでは、議案第 13 号を承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

続きまして、議案第 14 号「新潟市文化財の指定解除について」歴史文化課長から説明をお願いいたします。

○歴史文化課長

5月の教育委員会定例会で報告しました、新潟市文化財の天然記念物2点、秋葉区小戸上組にある小戸の大裏白樫と、西蒲区横戸にある長徳寺の大松について、5月31日に開催されました新潟市文化財保護審議会に諮問しましたところ、諮問のとおり文化財指定を解除することが適当である旨の答申をいただきました。

つきましては、審議会の答申のとおり、文化財指定の解除を決定していただきたく、お願いするものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

質問、ご意見のある方はお願いします。

前回も前々回も各委員の発言の中でありましたが、くれぐれも現状把握と連絡体制を今以上に徹底していただきたいというのが私個人の願いでもあるし、各委員も同じ気持ちではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議案第 14 号について承認してよろしいでしょうか。それでは承認されました。

第 4 報 告

○委員長

では、これから報告案件に入ります。「新潟市立学校施設の耐震改修状況について（速報値）」について、施設課長に説明をお願いいたします。

○施設課長

この報告は平成 20 年度より耐震診断の公表が義務づけられたことにより、平成 25 年 4 月 1 日現在の学校施設の耐震化状況の公表を行うものです。文部科学省及び新潟県の耐震改修状況の公表時期は 7 月中旬以降を予定しており、本市の正式な公表もこれにあわせてホームページなどで行う予定ですが、これに先立ち、現時点での耐震状況について報告させていただきます。なお、数値につきましては、文部科学省の審査が済んでいないこともあり、数字の修正も可能性としてはあることから、速報

値として報告いたします。

○市立学校施設の現況をご覧ください。平成 25 年 4 月現在、市立の学校施設数は、小学校 113 校、中学校 57 校、中等教育学校 1 校、特別支援学校 2 校、高等学校 2 校、幼稚園 11 園、さらに給食センターが 14 施設で、合計 200 施設になっております。これを、建物の棟数で数えますと 984 棟となります。これについての分類ですけれども、このページの中段より下の表をご覧くださいと思います。

○耐震化の状況、■学校施設全体（木造含む）という表です。こちらの表の構成ですけれども、左の列をご覧くださいますと、校舎、体育館、計と書いてあります。表の 1 行目の項目の上をご覧くださいますと、左端が全棟数でして、青色の耐震性のある建物と、黄色く着色してある耐震化の必要がある建物に分類する形になっております。この表の一番下の計の行の内容をご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、全棟数が 984 棟ですので、そのうち、青色で色づけされた 891 棟が耐震性のある建物です。残る黄色の 93 棟が耐震化の必要のある建物となっております。一番右を見ますと、90.5 パーセントと書いてありますが、これが平成 25 年 4 月 1 日現在の耐震化率となっております。平成 24 年に比べますと、それが 85.3 パーセントですので、5.2 パーセントの増となっております。

一つ戻りまして、○市立学校施設の耐震化の方針をご覧ください。今後の耐震化の方針ですが、まず、体育館につきましては、改築計画のあるものを除いて平成 22 年度にすでに耐震化を終了しております。次の校舎につきましては、順次、耐震補強工事を実施しております。校舎につきましても、先ほどの改築中という体育館につきましても、すべて平成 27 年度までに耐震化を終了する予定です。

13 ページが用語の説明になっております。さらに 14 ページ以降に、各区ごと、学校ごと、さらには、建物の棟ごとに耐震化改修状況の結果についてまとめてあります。こちら、青色が耐震性のある建物、黄色が耐震化の必要がある建物ということで色分けしております。各棟の今後の予定を右の欄に、例えば「補強済み」、「改築中」といった形で今後の予定等という形に記載しております。

学校施設の耐震化につきましては、今後とも耐震化の方針に基づき、積極的に整備を図ってまいりますので、ご理解と協力をお願いいたします。以上で耐震化状況についての説明を終わります。

○委員長	これについて意見や質問はありますか。
○沢野委員	耐震化の状況のところの、耐震化の必要がある建物のところで「未診断」とあるのですけれども、そういうのは診断していないということでしょうか。
○施設課長	こちらは二次診断という詳しい診断はしておりません。すでに一次診断という二次診断よりも簡易な方法で耐震化の必要があるとなったところです。
○沢野委員	その時点で詳しい診断はしないということですか。
○施設課長	例えば 25 ページをお開きいただきいただきたいと思います。一番上に新津第一中学校とあります。真ん中あたりに診断種類とあります。こちらは一次の診断で I s 値が 0.3 未満は倒壊等の危険性が高いというものですが、すでに 0.29 になっておりますので、二次診断を経ずして耐震化の必要があると判断しました。
○委員長	優先度というのは。
○施設課長	優先度というものにつきましても、これも二次診断を必要とせず耐震化の必要があるものです。
○委員長	一次と優先度というのはどう違うのですか。
○施設課長	25 ページの一番下の脚注に優先度というものを書いてありますけれども、どの建物から審査を実施すべきかという優先度を検討するために行う調査です。その結果は 1 から 5 までの段階に分かれておりまして、④ですので、耐震化の必要があるとなったものです。ここで①から⑤がつけば、耐震化の必要があるということですよ。
○委員長	これはどちらが急がれるのですか。一次と二次との優先度は。
○施設課長	わりと簡易な調査からしはじめております。非常に多くの棟数がありましたので、簡易な調査をして、それで耐震化の必要がありとみれば、それで行います。怪しい部分については二次診断に進みます。その費用も二次診断等では高価になってまいります。
○阿部教育長	一次診断のほうが優先度が高いということなのですか。
○施設課長	一次診断と優先度というのはどちらとも。
○委員長	これは公表することになったわけでしょう。これを見て、一次、優先度と言われても分からないじゃないですか、どちらの必要性が高いのですか。
○施設課長	最初に優先度調査というのをいたしました。そこですでに、体育館の二つにつきましては耐震化の工事が必要だと判断されました。次に一次診断をさらにやりまして、怪しいものについては二次診断をして、必要か必要ではないかはっきりとさせたという順番になります。

○佐藤委員	早い話が、⑤が最優先なのですよ。それとも①が最優先なのですか。
○施設課長	①が最優先ではありますけれども、番号がつけばすでに優先といたしますか、耐震の工事が必要なものです。そういう調査で分かったというだけです。
○佐藤委員	例えば、新津第一中学校の耐震化をするために一番最初にやるのが体育館であると、そういう意味になるのですか。公表するということは、新津第一中学校に通われている児童、保護者の皆さんがいつ耐震化してもらえるのかということ把握することです。いつ耐震化するか知ってもらい、それまでは十分注意しながらやってくださいという話になるわけです。最大の問題は、地震が起きたときにいかに犠牲者を少なくするかということなのです。そのためには、その地域の人たちが分かっているか意味がないのです。工事をやる人や教育委員会が分かっているでも全く意味がないわけです。公表するのであれば、関係のある地域の人たちが分かるように公表してください。これだったら分からないですよ、はっきり言って。
○施設課長	説明が足りずに申し訳ありません。優先度調査という名前の調査だったばかりにご説明が長くなってしまいました。優先度調査、一次調査、二次調査という順で詳しい調査をさせてもらったものです。一次より二次が重要かといったものではありません。
○委員長	これはよく分かるようにしてください。診断種類等と書いてあって、同じ黄色で一次、二次、優先度とある。これを見て分かる人は普通いないと思いますよ。何のために公表しているのだという佐藤委員の発言のとおりだと思います。
○阿部教育長	今、ざっくりと改築中とか平成 25 年度予定と書いてあるところを、もう少し分かりやすくしたほうが、当事者にとってはいいということですよ。診断の種類なんていうのは当事者は関係ないということです。公表されて、地域の人が見たときに何の情報が必要かということを考えて項目を選んだほうがいいというご意見ですね。
○施設課長	ホームページに出すにあたりましては、優先度調査という部分についてさらに文言を工夫させていただきたいと思います。
○佐藤委員	お願いします。これが全部出るわけではないでしょう。
○施設課長	このままです。すべてお出しします。ちなみに、新津第一中学校につきましてはすでに改築にかかっております。
○委員長	そのほかの委員の方はよろしいでしょうか。 次に、「南万代小学校の校舎改築事業について」ご説明いただきます。

○施設課長

こちらは校舎の改築，建て替えを予定しております南万代小学校について，基本設計がまとまりましたのでご説明いたします。まず，左上の1の概要をご覧ください。南万代小学校の現在の校舎は昭和39年の新潟地震で被害を受け，翌年の昭和40年に建て替えられた建物が校舎の大部分を占めています。これらの校舎は古いもので築後48年ほどが経過しており，老朽化も著しく，また耐震性も確保されていないことから，校舎を全面改築し，災害時の避難場所としての機能の改善や，地域に開かれた学校施設として教育環境の改善を図るものです。

次に，2の事業計画ですけれども，約1万3,600平米の敷地に，4階建ての校舎，約6,450平米を建築するとともに，現在の玄関ですけれども，昇降口部分の約330平米を改造するもので，主な施設につきましては記載のとおりです。なお，体育館につきましては新しい耐震基準で建設されているため，今回の改築では対象外としております。

次に3，建築スケジュールをご覧ください。平成26年からの2か年で新校舎の建設を行い，平成28年度中に現在の昇降口部分を改造するとともに，既存校舎の解体を行った後，グラウンドなどの整備を予定しております。

次に，その下がイメージパースです。事業完了後の校舎を東側から見た完成予想図を示しております。後ほどの配置説明とあわせてご覧いただければと思います。

次に，35ページの上の5の案内図をご覧ください。位置としましては中央区幸西3丁目地内で，八千代橋の南側のオレンジ色で表示している場所で，現在の小学校敷地内での改築です。

その下の配置図です。事業完了後の全体の配置図です。現在の校舎，つまり既存の校舎の位置はここには記載されておきませんが，この図の新校舎のすぐ上の場所に既存の校舎があります。新校舎の位置としましては，工事期間中は既存校舎も使いつつ，改築工事を進めることができるよう，また，既存の体育館との動線を効率的にするという観点から，図の下側，現在の東港線側に配置いたします。グラウンドにつきましては，これまで旧校舎をはさんで，図で言うと，上下に二つに分離しておりましたけれども，旧校舎を解体して整備することにより一つに集約いたします。駐車場は現在の図の左側に配置し，児童の動線と分離します。

次に裏面の36ページをご覧ください。新しい小学校の各階の平面図です。各階の説明に入ります前に，図面の色分けについてご説明いたします。色分けは37ページの中段4階平面図と書いた上のほうに凡例として載っております。青色の部分が学習

ゾーン。こちらは主に児童が学習する場を表しております。緑色の部分が開放ゾーンとなっており、地域開放できる最大限の範囲を表しております。地域の方が夜間や休日に利用しやすいよう、まとまりをもって区分できるように計画しております。オレンジ色の部分が管理ゾーンですけれども、こちらと青色の部分の学習ゾーンは、通常、開放しない範囲です。

それでは 36 ページに戻りまして、左下に記載されております 1 階平面図からご説明いたします。この階の特徴といたしましては、校舎の中央、二つの棟をつなぐ位置に昇降口を配置いたしまして、職員が児童の通学や来校者の様子を見られるよう、近接して教務室を配置いたします。黄色いところが教務室です。グラウンド側に保健室を配置しておりますけれども、保健室はグラウンドを見渡せる位置に配置することで、運動中の事故などに対し迅速な対応ができるようにいたします。

次に、左側になりますけれども、現在の昇降口を改修し、左側に体育館の上のほうに赤い三角印が見えているかと思えますけれども、こちらにつきまして、こちらの位置に地域の学校支援者のためのボランティア室や、昼間、保護者のいない児童向けのひまわりクラブを配置いたします。地域開放玄関は赤い印ですけれども、駐車場に隣接して設置し、先ほどのボランティア室やひまわりクラブのほか、体育館や多目的室、2 階から上への開放ゾーンに容易に行けるようにいたします。

次に、上の 2 階平面図をご覧ください。この階は建物の左側に普通教室を配置しました。青い部分です。グループ学習や学年単位での合同学習など、多様な学習形態に対応できるよう、廊下拡張型多目的スペースを設けております。また、普通教室の屋外にはグリーンテラスの整備を行います。建物の右側にはコンピュータ室、図書室、図工室をそれぞれ配置いたします。

37 ページの下ですけれども、3 階平面図をご覧ください。この階にも 2 階と同様、建物の左側に廊下拡張型多目的スペースを備えた普通教室を配置いたします。また、地域の防災拠点となる施設として、先ほどの 2 階と 3 階に防災備蓄倉庫を配置いたします。加えて、建物の右側の音楽室には防災無線機器を配置し、1 階の教務員室とあわせて防災拠点機能を確保できるようにいたします。

最後に右上の 4 階平面図をご覧ください。建物の左側には先ほども申し上げました廊下拡張型多目的スペースを備えた普通教室が配置されております。右側ですけれども、現在は離れた位置にあるプールを、この建物から相当離れた部分にプールがあったのですけれども、これを屋上に設置する計画としており

ます。

以上で説明を終わります。

○委員長

この件についてご意見、ご質問がおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、「木戸小学校の校舎一部改築事業について」説明をお願いいたします。

○施設課長

木戸小学校の現在の校舎は、古い部分で築後 39 年から 46 年を経過いたしまして、こちらも老朽化が著しく、耐震性も確保されていないところから、学校施設の一部を改築し、災害時の避難場所としての機能改善及び地域に開かれた施設として、教育環境の改善を図るものです。また、一部改築を行わない校舎があります。こちらにつきましては、耐震補強を伴う大規模な改修を行い、教育環境の充実を図ります。

次の 2 事業計画ですが、約 1 万 6,800 平米の敷地に 4 階建ての校舎、約 4,500 平米を建設するとともに、既存の 3 階建ての校舎、約 1,700 平米を改修するもので、主な施設については記載のとおりです。なお、こちらにつきましても、体育館につきましても、耐震補強が済んでおりまして、今回の改築では対象外としています。

3 建築スケジュールです。平成 25 年度に、まず仮設校舎を建設いたしまして、平成 26 年度から平成 28 年度で新校舎の建設を行った後、平成 29 年度に仮設校舎の解体及び外構整備を予定しております。また、木戸小学校校舎の大規模な改修につきましては、平成 26 年度の新校舎の建設前に施工することにより、早期に耐震性能を向上する予定です。

次に、4 イメージパースをご覧ください。こちらも完成予想図ですが、事業完成後の校舎を西側から見たものをお示しさせていただきます。後ほどの配置図説明とあわせてご覧いただきたいと思います。

次に、右側 39 ページ案内図です。位置としましては、東区中山 4 丁目地内の笹木戸線沿いにある、赤で表示してある場所で、これも現在の小学校敷地内での一部改築となります。

次に、下の配置図です。こちらは右側の改築、要するに建て替えですけれども、改築部分がオレンジ色の部分です。こちらの新校舎の位置は、グラウンドの広さを今までどおり維持できるように、現在の校舎とほぼ同じ位置に配置いたします。昇降部分を右下に昇降口ピロティと書いてありますけれども、ここをピロティ、つまり 2 階部分は建物なのですけれども、1 階部分を通り抜けられるような構造。これをピロティと申します。このようにすることで、学校に隣接する両方向の道路から登校しやすい動線を確保いたします。また、ピロティによって校舎と

分断された部分は、独立エリアとしてひまわりクラブを整備する計画です。駐車場は、既存のプールを解体した跡地に整備いたします。児童の動線と分離するとともに、災害時には救急車や消防車など、緊急車両もグラウンドに進入できるように整備いたします。

次に、裏面 40 ページをご覧くださいと思います。新しい小学校の各階平面図です。色分けにつきましては、凡例のとおり、先ほどご説明いたしましたとおりですので、省略いたします。

それでは、40 ページの下の 1 階平面図からご説明いたします。この階の特徴といたしましては、先ほどのピロティ部分に昇降口を配しまして、職員が児童の通学や来訪者の様子が見られるように、近接して執務室を配置いたします。さらに体育館などを利用するための開放玄関は駐車場に近い位置に設置いたします。この 1 階の平面図で体育館の上側にステージというものがありまして、その右側廊下部分に赤い矢印が見えているかと思えます。こちらは、体育館などを利用するための開放玄関となります。さらに右下のボランティア室というものがありますが、その右上、すぐわきにも赤い矢印があります。こちらが開放玄関になっております。これらを設置することにより、地域の利用者の方が体育館も、ボランティア室も、さらには多目的室等に容易に行けるようにいたしております。

次に、上の 2 階平面図をご覧ください。改築いたします、右側、この図で言いますと縦に見えておりますが、右側が改築部分になります。こちらには、普通教室に接して廊下拡張型多目的スペースを設けております。また、図書室は大規模な改修の側ですけれども、図書室の形状は旧校舎の蜂の巣のイメージを継承するために、外部から見ると蜂の巣に見えるようなデザインになっております。

次に右側、41 ページ下の 3 階平面図をご覧ください。2 階と同様に、改築した右側のほうには、普通教室を配置しております。そのほか、左側には多目的室などを配置いたします。

最後に上の 4 階平面図をご覧ください。4 階の屋根部分には、主にプール、それから黄色い部分ですけれども、防災備蓄倉庫を整備し、津波等の災害に配慮した計画となっています。さらに災害時には、外部階段を通過して屋上まで上がることができるよう、この図で言いますと右下外部階段というのが六角形で見えているかと思えますけれども、こういうものも設置いたします。

以上で、木戸小学校校舎一部改築事業基本設計の説明を終わ

らせていただきます。

○委員長

この件に関して、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

○吉村委員

少し勉強したいのですが、南万代小学校と木戸小学校の説明をいただいたのですが、最後に木戸小学校の外部階段というのはあまり見ないものでありますので、非常に興味があります。また、木戸小学校には今回、設置し、南万代小学校でそれをあまり考えないのは、何かその辺の理由を教えてくださいと思います。

○施設課長

申し訳ありません。説明が漏れておりました。

どの図でもそうなのですけれども、右下に四角い階段が見えますでしょうか。どちらの学校も1階から地域の住民が屋上まで上がるように、両校とも設計しております。

○吉村委員

では、今後はこういう方針で、基本的にいくという。

○施設課長

津波等のおそれがある場合には有効と考えております。

○佐藤委員

これは常に開放されているのですか。

○施設課長

鍵は防犯上かけております。方法を二つ考えておまして、一つは鍵をかけますけれども、近くの地域の方に鍵を持っていただく方法。それから、その方も駆けつける前に、どうしても上がりたいといった時は壊す、壊れるような方法。その場合には、必ず警備のほうにも連絡が行きますので、普通のときに壊れましたら、警備員が駆けつけますし、損害賠償の対象になりますけれども。

○佐藤委員

壊せるということですね。

○施設課長

壊す形状にするか、そこは細かく設計上で考えておりません。壊すのか、外せるのか。カバーだけかけておくとか、そこは考えていません。簡単に言うと、手でなら壊せるように作ってしまうのが一番簡単かなと思います。

○委員長

いずれにしろ、周辺の人たちには周知するわけでしょう。

○佐藤委員

例えば変な話、自殺者が、壊して上がって、夜間の時間帯で警備会社が駆けつけることって可能なのですか。

○施設課長

本当に災害が起きた場合には、どうぞ壊してくださいという形ですので、そのとき、災害が起きている場合には、警備の人は、きっと来る余裕はないと思いますけれども、困るのは防犯上です。

○佐藤委員

防犯というよりも自殺ですね。屋上まで外から上がってしまうわけでしょう。その辺どうしますか。

○施設課長

そこは駆けつけて対応するしかないかと考えております。

○佐藤委員

よくある待機所にするという手はあるのです。夜中に何時から何時くらいまでとか、警備会社の待機所にする。当然、警備会社の車が止まっていれば、抑止力にはなります。そういう

方法であれば、壊して入るということはだれでもいいということです。それはもちろん緊急時の地震が起きて、津波が来るといときには、警備も何もないのだからけれども。何せ政令市で自殺の多い新潟市ですので、その辺を考えて、設計の中に盛り込んでおく必要があるのかと思います。

○施設課長

実際にこれから実施設計に入りますので、その辺は考えていきたいと思います。

○沢野委員

地域の人に預けたらとのことですが、預けられた人も困るのですよね。責任重大です。

○委員長

いずれにしろ、この階段で屋上に行く、行かないはともかく、鍵を開けて行けるのですよね。学校の内部には入れないようにするわけでしょう。但し、屋上まで行ける。屋上のドアは開いていて、入れるわけですね。

○施設課長

そのような運用を考えております。

○吉村委員

各階ともドアはあるわけでしょう。それとも屋上までなのですか。校舎の端から各階ともつながっているという話ですか。ただ、そこも鍵をかけていると。ホテルなどの非常階段みたいなシステムだとか、これはどういうものか見えないので。

○施設課長

この外部階段につきましては、各階への通路というようには考えておりません。そこは、一応、ドアはつけておりますけれども、鍵をかける形になっています。

○委員長

よろしいでしょうか。ご苦労さまでした。

では、続いて、「新潟柳都中学校の校章・校歌について」学校支援課長より説明をお願いします。

○学校支援課長

まず、新設校のシンボルとなる校章の作成方針についてです。二葉中学校と舟栄中学校の生徒等の校区、新設校に対する思いや願いを活かした校章を作ることを目指します。デザインは、新潟市にゆかりがあり、現在も教育現場に深くかかわりのある専門家をお願いしたいと考え、新潟大学教育学部佐藤教授に推薦を依頼しました。その結果、新潟大学教育学部橋本学准教授に依頼することにいたしました。橋本学准教授の経歴等は、(3)デザイン作成依頼者の項をご覧いただきたいと思います。橋本学准教授はデザイン専門で、自らも個展を開催する作家です。高志中等教育学校、両川小学校の校章デザインを手がけた実績もあります。

作成スケジュールですが、(2)のように進めております。橋本学准教授の希望により、二葉中、舟栄中の統合理念、両校の歴史、校区のイメージ、生徒や地域住民の新しい学校への思いなどのデータを収集いたしました。これらを参考に6月末をめどに複数のデザイン案を作成していただき、学校や地域の意見を

いただきながら、案を絞り込み、9月末日には校章デザインを決定いたします。新設校にふさわしい校章となるよう、学校、地域並びに制作者と連絡を密に取りながら、作成を進めてまいります。

次に校歌についてです。議案書の44ページをお開きください。校章同様、新潟市にゆかりがあり、現在も教育現場に深くかかわりのある専門家をお願いしたいと考え、新潟大学教育学部伊野教授に推薦を依頼しました。その結果、作詞については、新潟大学教育学部教授鈴木恵氏、作曲については作曲家でもある新潟大学教育学部教授の清水研作氏を選定いたしました。作詞者の鈴木氏は、新潟大学教育学部附属新潟小学校の校長でもあり、学校現場に詳しい方です。また、新潟ことばの会の会員や、語彙研究会の会員を兼任され、韻を踏んだ美しい言葉の響きを研究されている方です。作曲家の清水氏は、新潟市立白南中学校校歌や新潟県立県央工業高等学校校歌など、公立学校の校歌の作曲を数多く手がけておられます。両氏とも新設の新潟柳都中学校に対する生徒や地域住民の思い、校区の景色や風土を大切にし、100年歌い継がれる校歌を作りたいといった制作への思いを語っておられます。実際に校区に足を運ばれ、地域の歴史や風土、周囲の環境等を校歌に取り入れる取材をされておりますので、すばらしい校歌を作曲、作詞していただけるものと思っています。

○委員長

この件に関して、質問ありませんか。

○佐藤委員

いいのですが。今回はいいですよ。公募とかそういうことをお考えになったことはありませんか。

○学校支援課長

これまでは、そういったことについては、あまり検討していません。

○佐藤委員

やはりCADも発達していますし、グラフィックデザインも本当に充実して、いいシンボルができてきています。もちろん作詞の場合は韻を踏むとか、けっこう専門的な教育を受けないと難しいのだけれども、メロディとか、そういったものも簡単に作れてしまうとかあるので。やはり新潟市の教育環境からそういったいろいろな逸材を発見するというのも、僕は教育事業の一つだと思うのです。となると、今回の作成方針は確かに安全だよ。だけれども、何か公募で一回やってみるのもおもしろいかと思うのです。一度、検討していただきたいと思います。

○学校支援課長

貴重なご意見、ありがとうございます。いろいろな可能性を考えていきたいと思いますが、第一に地元の子供たち、それから地域のご理解を得るような形がきちんととれる中で、そういった可能性というものは研究してまいりたいと思います。あ

りがとうございます。

○沢野委員

公募というのはすごく素晴らしい発案だなと思ったのですが、いわゆるそれこそ地域の方、代表者でもその子供さんたちでもいいのですけれども、詞でも曲でも、プロの方についてもらって、案として詞を提出してもらおう。プロが韻を踏んだり、手直ししてもらおう。曲をアレンジしてもらおうということもできると思うので、今、いい案だなと、そここのところも意見としてあげます。

○委員長

この学校が統合となったわけで、今は2人の委員の意見というのは、より地域の学校としての意識というか、そういうものが一般の方、関係者の方に広がっていく一つの案ではないかと思えます。次の同様なケースで、ご検討いただければと思います。そのほか何かありませんか。

では、次に「平成24年度地域学校パートナーシップ事業の報告について」地域と学校ふれあい推進課長に説明をお願いします。

○地域と学校ふれあい推進課長

本事業は、市教育ビジョンの中心的な施策、学・社・民の融合による教育を推進する主要事業です。改めてその目的及び根拠法等をお示しいたしました。

平成19年度に新潟市独自の事業として、8つの小学校でスタートいたしました。翌年からは文部科学省の学校支援地域本部事業も活用しながら拡充を図り、平成24年度は158校で実施いたしました。事業内容は、これまでと同様で記載しています4点です。

はじめに、アンケート調査結果について報告いたします。まず、子供たちについてですが、保護者の回答から、子供たちは学校支援ボランティアから授業や課外活動に協力していただくことで、分かったり、できたりすることが多くなったり、以前より学習が楽しくなったなど、肯定的に受け止めており、学習意欲の向上につながっていることが伺えます。

次に、教職員についてですが、地域教育コーディネーターの配置により、地域との連携が取りやすくなった。子供の学力向上、社会性の育成、多忙化の解消の一助になっているなどについて、肯定的な受け止めが増加傾向にあります。教員本来の学習指導や生徒指導、教育相談など子供たちと向き合う時間が確保されているものととらえています。なお、地域教育コーディネーター及び学校支援ボランティアの方々からも回答を寄せていただいております。詳細につきましては、本日、お届けいたしました、オレンジ色の平成24年度事業報告書に掲載していますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、成果と課題についてです。まず、主な成果としては、地域の方々のボランティアによる学習支援の輪が年々大きく広がっていることです。昨年度の年間延べボランティア総数は、およそ17万5,000人となりました。1校当たり1,100人です。こうした良好な状況は学校長はじめ、教職員の理解が高まったこと。コーディネーターを中心とした地域に対する丁寧な対応。地域や保護者のボランティア活動への積極的なご協力によるものと受け止めています。課題としては、事業の趣旨や効果を市民に分かりやすく伝え、学・社・民の融合による教育推進に多くの市民の参画を得ることです。そのため、これまで以上に教育委員会と各学校で事業理解、そして広報活動に力を入れてまいりたいと考えております。その一環として、来月7月6日午後1時半より、ユニゾンプラザにて教育フォーラム2013を開催いたします。後ほど、教育委員の皆様方にも開催の案内をお届けいたしますので、ご理解とご支援のほど、よろしく願いいたします。

また、周知啓発用のリーフレットも新しくリニューアルいたしました。お手元のリーフレットがそれです。

最後に今年度の取組について、3点お伝えいたします。1点目、コーディネーターについてです。本年度は市立の小、中、中等教育、特別支援学校全173校で事業を行ってまいります。ビジョンの目標より1年早い全校配置となりました。本日現在、コーディネーターは265名となっております。うち17名が小中学校の兼務であり、実人数は248名となっております。区及び中学校区単位に各学校名をお示しいたしました。学校名が太字になっている学校がコーディネーターの兼務校です。コーディネーターの勤務にかかわりましては、昨年度との変更点として、学校種や規模に応じ、年間勤務時間の配当をいたしました。本事業の核になるコーディネーターの資質向上につきましては、昨年度と同様に研修会開催のほかに、指導主事の訪問支援等を充実させたいと考えております。

2点目、校長をはじめ、教職員の本事業への理解や活用意欲を一層高めるため、教職員課や総合教育センターと連携した各種研修会の充実を図ります。

3点目、総合教育センター所管の平成25年度新潟市生活学習意識調査に本年度より地域連携にかかわる項目を加え、これまで当課で行ってまいりましたアンケートによる保護者を通じた子供の意識の把握から、直接子供たちの意識を把握することとし、その結果をこれからの事業運営に活かしていきたいと考えております。本事業は、本年度で7年目に入りましたが、全校実施

はゴールではなく、ようやく本事業の真のスタートができたのとらえ、これからも学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。以上で、報告と説明を終わります。

○委員長

この件について、質問、あるいはご意見はありますか。

○佐藤委員

全体的には効果が出ているというように評価をさせていただきたいと思うのですが、ただ少し気になるところは、中学校のアンケートの回答に、やはり平成23年度より減少しているところがあるのです。この辺、どのように見ていらっしゃいますか。

○地域と学校ふれあい推進課長

中学校につきましては、平成23年度が75校、そして平成24年度が90校と大幅に15校増えました。そのあたりでやや準備にかかる時間が足りない中で、いい事業なので早く手を挙げて進めましょうということで、体制準備の部分での影響が考えられます。

○佐藤委員

これから徐々に中学校も上がっていくということも期待したいですね。

○織田委員

地域教育コーディネーターさんがいてくださって、学校と地域の距離が近くなったというように、肯定的な評価ももちろんあるのですが、地域から学校に請われて出ていくボランティアさんが、地域によっては非常に確保しづらいとの声も聞かれます。ボランティアさんとしてはお仕事をリタイアされて日中にお時間がある方を受け入れたいのだけれども、そういう方は、なかなか学校に足が向きづらかったり、または地域によってはそういう方が埋もれてしまっていて、なかなか発掘できず、コーディネーターさんがボランティア集めに四苦八苦しているような地域があるとも聞いています。地域差がいろいろあって、コーディネーターさんのご苦労されている部分がアンケートには、出てこない部分としてあると思っています。

もう一点、このアンケートの中で、肯定的評価ではなく、否定的な評価というのは、書くときになかなか勇気がいることなので、その数字というのは、逆にとても大事にしなければいけない部分かと感じます。それが先ほど、佐藤委員も言われましたように、否定的評価が年を経て増えてしまっているとか、9とか、10に近いポイントを示しているなどというのは、もしかしたら、その辺りに悲鳴に似た陰の声があるのではないかと読み取れるような気がします。先生方がコーディネーターさんのお力を借りて上手に回しているところは良いけれども、普段の業務の中で、地域との連携がまた一つ大きな重荷になって、先生方のお仕事を圧迫してしまっているところもあるのではないかと

という懸念があります。

教育コーディネーターさんの活躍によって、地域と子供が非常に近くなった良い例をたくさん知っています。子供たちが自分の家族以外の大人とたくさんふれあえる機会が持てて、子供たちの成長には役に立っているとの声も聞いていますし、または登下校の途中で一人ぼつんとしている子供に、地域の方が気軽に声をかけてくださるような場面も増えているようです。そういうプラスの効果は、私の身近ではたくさん見っていますが、このアンケート結果を見た中で、少し心配が見てとれたということです。長くなってすみません、よろしく申し上げます。

○地域と学校ふれあい推進課長

貴重なご意見ありがとうございます。アンケートの前にボランティアの確保という点では、委員のおっしゃるとおり、学校によってさまざまな状態があります。どうしても小規模校で校区が広いという地域では、3世代のお宅が多いために、お年寄りのボランティアさんが多くなったりということで、本当に各学校の実情や地域の実情によって大きく異なっております。そのことは、私どもも把握しながら、各学校に訪問支援しながら、コーディネーターへの指導、助言をきめ細やかに、これからもやってまいりたいと思います。また、アンケートにつきましても、これは市全体のものなのですけれども、各学校ごとにアンケートをそれぞれ集約していただいておりますので、そこでの自校での課題は、それぞれ校長先生をはじめ、コーディネーターとともに教職員で共有し、改善策をそれぞれにとっていただいております。

大きな2点目の否定的な結果につきましても、おっしゃるとおりで、そこにメスを入れる、あるいはそこを意識して、これからは事業を進めてまいりたいと思います。

教職員について、地域連携の活動が重荷になったり、圧迫しているのではないかというご懸念ですが、これにつきましても、私どもはあくまでも学校の教育活動がより充実するためということで、指導計画をゆがめたり、あるいは教育活動以外のものとの連動ということは、校長先生のご判断の中で、できるものとできないものということで、しっかりとコーディネーターとともに、そこは判断をしていただいております。おっしゃるとおり、圧迫感を感じる教職員がいるとするならば、そのようなことがないように、また研修会等でこの事業のよさを広めてまいりたいと思います。

○委員長

佐藤委員も言われたのですけれども、これだけコーディネーターの配置は年々進んできて、積み重なってきたというのはすばらしいことだと思います。これから、私が個人的に思うのが、

先ほど、地域差があるとおっしゃったのですけれども、これは当然であって、ボランティアの確保だとかそれぞれ差があります。今度は各コーディネーターの方同士といいますか、その地域のうまくいっているところというか、そういう情報交換をどのように進めていくか。ただ、地域によって条件は違いますと言うだけでなく、これから一つのものにして、もっといい形を作っていくためには、その辺の各地域の情報交換を少しずつ密にしていくという方法も、来年度以降といいますか、本年度からでももちろんそうですが、考えられたらどうかと思います。

○地域と学校ふれあい推進課長

私どもでは、今、委員長のご指摘いただいた部分は、大変重要と考えております。それで、この事業報告書をご覧くださいますと、市全体の研修会の実施状況を掲載しています。それから、区単位でコーディネーターたちが自主的に自分たちで研修内容のプログラムを考えて進めております。そういった中で、ある程度、地域性が似通っている状況の中で、共通の課題をお互いに出し合ったり、改善策を検討したりということを進めてまいっております。ここには当課の指導主事も同席して、一緒に共有しております。今後も委員長がおっしゃる方向は、丁寧に進めてまいりたいと思います。

○委員長

よろしく申し上げます。そのほかご質問のある方はいらっしゃいませんか。

それでは続いて、「学校図書の窃盗事件について」教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

まず、事件の概要ですけれども、小須戸中学校の前図書館司書が公費で購入した図書を窃取し、中古書店に転売したものです。詳細を申し上げますと、平成20年4月から平成25年3月まで勤務していた前図書館司書（臨時職員）が、平成21年9月ころからこの3月退職までの間になりますが、平成20年から平成24年に購入した図書のうち、受け入れ処理が行われていない新刊図書約3,000冊、購入金額で550万円相当が継続的に持ち出されまして、中古書店に転売し、金員を得ていたという事件になります。

上記の行為は、一応、窃盗罪に該当する重大な行為ということで、平成25年5月30日付で厳重な処罰を求めて秋葉警察署に告訴いたしました。なお、この司書は自らの行為を謝罪し、被害を弁償する旨を申し出ておりまして、現在、金策に努めています。

この被告訴人ですけれども、前図書館司書、臨時職員で40代の女性です。経歴ですが、平成17年6月に、合併後の各学校に司書を配置するという事によって採用されまして、最初は新津第2

中学校で勤務し、途中で体調を崩されて一旦退職されましたけれども、その後、平成 19 年から再び勤めておりました。平成 20 年 4 月から小須戸中学校のほうに勤務しておりました。

事件の経過ですけれども、まず 4 月の中旬ごろ、4 月から勤務していた、現在の図書館司書から、平成 24 年度に購入した図書が見あたらないと、校長先生に報告がありました。校長先生から、もう少しよく調べてということで調査しましたら、平成 24 年度に購入した図書の大半の所在が不明であるということが分かりました。同時に、その一方で、学校では、前司書と連絡を取ろうと、電話、郵便等でやっていたのですが、なかなか返事が来なかったという状況でした。5 月 2 日に、学校から教育委員会事務局にこういった図書が不明になっていると報告がありました。一方、ようやく前司書と連絡が取れまして 5 月 8 日に自宅を訪問いたしました。その際、前司書は、不明の図書については、図書室の中にあるのではないかと、一旦関与を否定しています。それから、10 日から 12 日にかけて、ほかの年度はどうなのかということで、全体を調査した結果、3,000 冊あまりが行方不明になっているということが分かりました。再度、13 日から 14 日にかけて、前司書に事情聴取した結果、ついに図書の転売を大筋で認めたということになります。その後、秋葉警察署、あるいは弁護士といろいろ被害相談、対応を検討いたしましたして、30 日に秋葉警察署に告訴状を提出いたしました。同時に各学校あてに図書管理業務の再点検を通知しています。同日に小須戸中学校では、臨時全校集会を開きまして、生徒さんたちに経緯を説明しております。また、翌 31 日には、小須戸中学校で臨時全校保護者会を開きまして、同様に経緯を説明しております。

原因、背景になります。もともとこの事件は、被告の社会人としての規範意識、あるいは責任の欠如というところが一番大きいのですけれども、3 年半という長い期間、気づかなかったことは教育委員会としてかなりの責任があると考えています。

まず、原因の 1 点目ですが、図書の管理業務を司書が 1 人で担当していたということが挙げられます。図書の選書、発注、検収、配架、廃棄といった図書管理業務は複数で行うこととされていたのですけれども、ここでは司書が一人で行っていたということです。

2 点目が、業務分担が不明確。学校の中の校務分掌の中に司書の業務が明示されておりませんで、図書管理業務が司書に集中していることに、だれも指摘がなかった。

3 点目ですが、管理職の監督・指導等が不十分。まず、1 点

目ですけれども、ちょうど電算化を進めておまして、その電算化に伴う図書の登録作業がかなり遅れていたということで、一応、指導は行ったのですけれども、本人の大丈夫ですという言葉信用して、それ以上、働きかけを行わなかった。かなりの図書を購入していたのですけれども、蔵書数が増えていかないことに、だれも気づかなかつたし、指摘もなかったと。財務事務関係の研修が、臨時さんには資料配付のみだったと。

4点目ですが、図書館司書の評価が不十分ということで、司書の勤務状況についての評価が年一度の調査のみであったということが、挙げられたかと思います。

こういったことを含めての再発防止策になります。まず一つ目。司書業務の明確化ということで、司書教諭等とともに図書管理業務を行うことを校務分掌に明確に位置づけるということが一つ。

二つ目が、図書管理業務の見直し。これまで図書の検収というのは複数でという話だったのですけれども、今後は登録・配架までの作業を複数の職員で確認するようマニュアルを整備することを考えています。

3点目が、学校への指導・職員の意識改革になります。まず、物品管理に関する指導の徹底ということで、これは臨時職員を含めた形で全職員を対象にしてやっています。それから、これは小須戸中学校の取組になりますが、組織として図書業務を適正に行うために、図書館運営委員会を設置し、図書の選定・発注から活用までの管理を行うこととしています。

最後になりますが4点目、図書館司書の評価方法の改善です。具体的な業務実績を評価する方法を導入しまして、それと同時に計画的に教育委員会事務局が学校へ訪問し、勤務の状況を把握するという対策を講じて、二度とこのような事態が起こらないように、進めてまいりたいと考えています。報告は以上です。

ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○委員長

○佐藤委員

各学校ごとに1年間の決算書みたいなものは存在するのですか。

○教育総務課長

新潟市のほうでは、一般会計とか、特別会計とかそれぞれありますので、一般会計の中で教育費のほうを決算打っています。学校でも、それぞれ予算が配当されますので、その結果は、学務課で集計をとっていて、全体が新潟市の決算ということになっております。

○佐藤委員

いえ、新潟市の全体を見てもしょうがない。だから、その学校単位の財務諸表というのがどのように作られているのかということを知りたいのです。

- 吉村委員 年間の予算執行を一生懸命しているのでしょうか。予算執行状況というのは、事務主任を中心として報告があつて、例えば年間10万円なら上半期で5万執行して、超える前に執行したとか。残がいくらとか、そういうチェックはありますね。物品購入のときに複数で確認をしているとか。
- 教育総務課長 本当は、みんな買うのは買ってしまったので、買った後の問題となります。
- 佐藤委員 所詮は人間の目ですからね。完全に単式簿記なのですね。民間でいえば、複式簿記でやるから、こちらに資産が記載され、あちらに負債が記載されるわけです。財務諸表の中で貸借対照表と損益計算書というのは聞いたことがあるかどうか分かりませんが、これで見れば1年間でおかしいと必ずすぐ分かるわけです。最大の欠陥はそこではないですか。だから、図書館会計、物品会計とか、そういったシステムをちゃんと複式簿記系に、考えた方がいいのではないですか。
- 教育総務課長 こちらのほうは単式簿記でやるのです。基本的には、毎年度ですが、蔵書点検という作業があるのです。ただ、今回はちょうど運が悪く、電算化を進める関係が途中であったものですから、ちょうどその部分が、またこの司書が全部一人でやっていたところがありまして、そこが盲点でした。
- 佐藤委員 それは数値として公になっていないわけです。だから、購入費と資産というのが合致していないわけです。合致していないから1年間の決算が全部分かるのです。
- 教育総務課長 そうですね。民間だと棚卸しの作業で資産が分かるわけですよ。役所に関しては、棚卸し作業がない。
- 佐藤委員 棚卸し作業が全然ないので、もう垂れ流しみたいなものじゃないですか。多分これはこういうことをやっても起こりますよ。なぜかという、数値でもって最終的には確認しなければいけない。リスクマネジメントというのは性悪説ですから、必ず犯罪を起こすということを前提に考えていかないといけない。
- 委員長 実際、金銭が動いているわけですから、今、佐藤委員のいわれたところの業務体制をチェックする、複数でチェックする、それから指導体制をチェックするというのもっと根本的なことをいわれているのではないかと思うのです。一般の人が聞いたら信じられないような話でしょう。どういう金銭感覚しているのと。
- 佐藤委員 4年間も分からないなんて。結局、数値管理でシステムをやらないと無理ですよ。教職員の皆さんに、ビジネスの財務諸表のうんぬんの話をしてもしようがないのですけれども。図書館司書は図書館司書でいて、事務員は事務方でいらっしゃるわけ

でしょう。これが手を組んだら、これでもう終わりなのです。やはりそのチェック機能を数値で、表せるようにしないと。システム化にしない限りは、新潟市長が新聞でコメントしたように、教育委員会はこれからどうするのかとは言えない。こういったことは当たり前のことだから。当たり前のことを今までやってこなかっただけの話で、これでは市民は納得しないでしょう。もう一度、考える必要があります。

○教育総務課長

蔵書システムが入れば、蔵書の数というのは、数値的には表れるような形にはなるのですけれども、ただ、悪用を考えれば、いろいろなことができるはずですよ。

○佐藤委員

そういうことなのです。だから、どうしたら悪用するかということを考えてシステムを作っていかなければいけない。

○沢野委員

少しいいのですか。図書館司書の仕事で、それこそ子供たちに本をたくさん読んでもらおうという大事な仕事があるわけじゃないですか。新刊が入ると新刊のお知らせとか、子供たちにお便りとかありますよね、必要ですよ。だから、どういったところでも気づけたはずなのに。この中学はどのくらいの蔵書冊数があったのですか。

○教育総務課長

1万ちょっとくらいの蔵書があることになっていました。

○沢野委員

本当に子供たちに本を読みましようねみたいなものが、基本的に全然行われていなかったということですよ。どこからも気づけたと思うのです。

○教育総務課長

私も行ったときに、図書館入り口に新しく新刊本コーナーという掲示板があったのですが、何も貼られていませんでした。

○沢野委員

司書としての仕事自体がなくなっている。子供たちのためにそれだけの図書を入れてもらったのに、子供たちがかわいそうです。

○委員長

ここに再発防止についてと書いてあります。(3) 図書館運営委員会を設置し、それはいいことだと思います。けれども、こういう運営委員会をやっと設置して、今まで図書館の運営はおざなりにされていたのですかと言われてもしょうがない。これまで図書館の運営などを考える組織は学校になかったのですか。図書館は教育の中で重要でしょう。そういうシステムが今までなかったのかと、逆に思われますよね。

○佐藤委員

本屋さんというのは、この運営委員会の中に入っているのですか。本屋さんを入れればいけないじゃないですか。

○教育総務課長

また別の意味で問題が出てくるかもしれませんけれども。

○佐藤委員

何でもいから、とにかく数値的に表すためには、どのような作業をしなければいけないのかということなのです。要は数値なのです。数値で把握して、それが異常な数値であれば、必

ず不正があるのです。間違いない。必ず事件が起きているのです。

○委員長

ましてや今、中学校だけで1万冊の図書を管理しているわけですね。だれがチェックするのですか。職員の方が順番にチェックしているのですか。している学校は一つもないでしょう。

○阿部教育長

図書というのは、注文して買いますよね。入荷すると請求書が来ます。それを以て、事務では支払いをします。その時に、確かに本が入荷されたことを確認したと検収をします。そこまでは今回なされていたのです。その後、通常であれば、すぐ蔵書本というはんこを押したり、あるいは電算化しているバーコードを貼ったりして書庫に並ぶわけです。けれども、はんこを押したり、だれが見ても、これは学校から盗んだ本とわからせる作業がなされていなかったということが、今回、一番の問題でした。この再発防止策というのは、結局、入荷した本にすぐはんこを押すなりして、学校の所有ということをきちんと明示しましょうと。それを複数でやりましょうということです。学校の管理としてはこれがメインなのです。

○佐藤委員

それは分かるのだけれども、結局それは多忙化につながるのです。だから、民間だと、この本を買いましたというと、必ず現金がキャッシュアウトして、ここに資産が残るのです。このように両方立てでやっていくわけです。だから、必ずこちらに資産という証拠が残っているわけです。複式簿記というのは、そういうシステムになっているわけです。

○阿部教育長

そのものは、そこにはないわけですね。数字として残るわけですね。

○佐藤委員

数値としては残っているけれども、それを数値として、例えば、電算化したときに、例えば、この本が100円でした。実際に棚卸しをするじゃないですか。最後にやるのでしょうか。

○教育総務課長

蔵書点検の場合、棚卸しみたいにやります。

○佐藤委員

なくなったら、例えば、これを100円で買ったとすると、100円がなければ100円マイナスになるわけです。だから、そうすると資産が減っているのに、伝票の仕入れと合わないじゃないかということになるわけです。そうすれば、必ずこの本はどこへ行ったと探すわけです。その場ですぐ探せるわけです。それは、棚卸しという行為をすれば、一目瞭然。1万冊というのは、これは大変なことだと思うけれども、教職員の皆さんが手分けして、バーコードで読んでいけば、期首棚卸しと期末の棚卸しが減価償却しなければ、一緒の金額になってしまう。でも金額がずれたら、この本がなくなっているということが分かるわけです。

○阿部教育長	本来なら、それが蔵書点検なのです。
○教育総務課長	今まで蔵書点検というと、早い話、国に報告するための本冊を数えるみたいな冊数だったので。逆に冊数でも期末が分かれば、その年度に買ったもの、年度に捨てたもので、その数値の移動がおかしくなければ、ある程度の許容範囲であればいいと思います。
○佐藤委員	だから数を数値として管理しなければいけない。
○教育総務課長	そうですね。そういう数値の管理を今までやっていなかったの。国に報告というものが主たる目的になっていたの。今後はその部分の増減はどうかとか、そういうところを見る仕組みにしなければだめだなという気がします。
○佐藤委員	それを教育委員会として、全図書館に通達しなければいけないので、その数値管理システムをどのように構築するのかということが、最大の問題です。
○教育総務課長	ちょうど、今年、蔵書管理システムは全部稼働する予定になっていますので、その辺の活用を考えながら対応していきます。
○阿部教育長	売り物にならないように、すぐに学校の所有とわかるようにするのが一番防げるかと思います。
○佐藤委員	そうしないと不正は起きます。
○織田委員	今、佐藤委員がおっしゃったようなことを目指して、多分、電算化が進められたと思うので。それがきちんと整えば、どこの学校に何という名前の本が何冊あるとか、何年いつ購入したものがどこの棚に入っているというのが、コンピュータ検索で出るようになり、市内の図書館と同じようなレベルに学校図書館がなりつつあったのだと思っていました。その作業しているのではなかったのでしょうか。
○教育総務課長	残念ながら、学校という単位の中だけで、横が繋がっていない。
○織田委員	学校の中だけですか。以前夏休み中にたくさんのボランティアで、ラベル貼りなんていうすごく大変な作業をやっていました。このように電算化することで図書管理を整備している途中なのだと思います。そういうものをやりつつ、でも足りなかった部分がソフトの部分で、人の心をどう管理するか、複数で担当しなくてはうまくないのではというところが、きっとこの再発防止策の文言なのだと思います。ただ、それで再発が本当に防げるのかというと、佐藤委員がおっしゃるように、もう一步踏み込んでいないと難しいのでは？とも思います。
○佐藤委員	もちろんこれはこれで必要ですよ。でも、これだけでは足りない。
○吉村委員	非常に大変な問題で、事後にしっかり当たらなければならな

いのですが、例えば、再発防止の（３）の中に、図書館運営委員会を設置という一項がありますが、いわゆるこの持ち方も学校現場にたくさんの委員会がありますから、その委員会をやる時は、必ず児童・生徒は先生から離れるケースが多くなるわけですから、今回、非常に残念な事件になってしまったわけですが、こういうチェック機能を特にするためには、これを設置するべきなのか、あるいは学校のさまざまな組織の中に、こういうものをしっかり作るのか。その辺を十分検討して、委員会を作ればいいのかということでもないので、子供に影響が行かないようなものを十分検討してからと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員

最後にもう一回、とにかく図書館運営委員会を作っても、決して悪いことではないけれども、数値を統一するには、統一したシステムが必要です。だれが見ても分かるような諸表でないといけないのです。そうすると、いわゆる抑止力になってくるわけです。だから、これだけではだめです。

○委員長

よろしいでしょうか。それでは、これで公開の定例会をいったん終了いたします。

第５ 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

7月定例会は7月8日（月）午後3時30分から、8月定例会は8月7日（水）午後3時30分から、9月定例会は9月6日（金）午後3時30分をお願いしたい。

第６ 閉会宣言

○委員長

午後6時00分、閉会を宣言する。

（非公開案件）

（付議事件

議案第10号「職員の人事措置について」

審議し、可決する。）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員